

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令案要綱

第一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の適用対象となる中小企業者の範囲を定めること。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十年十月一日から施行すること。

(附則関係)

政令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業	種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業		三億円	三百人
三	旅館業		五千万円	二百人

附 則

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

理由

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に伴い、中小企業者の範囲を定める必要があるからである。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令第案参照条文

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年五月十六日法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの